

## パートナー会員規約

### 第1条 目的

1. 特定非営利活動法人医桜(以下、本法人)が設ける WEBサイト「医桜」のパートナー会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。
2. パートナー会員制度は、外部関係者の本法人の運営するWEBサイト「医桜」に対する協力と理解を高めることにより、「医桜」の事業活動に推進に資する事を目的とする。

「医桜」の主たる事業内容

- (1) WEBサイト「医桜」の運営管理
- (2) 医療従事者を対象としたセミナー、勉強会の企画実施
- (3) 医療従事者の生活支援情報の提供
- (4) 市民向け医療公開講座の企画実施
- (5) その他

### 第2条 資格

パートナー会員の資格を有する者は、「医桜」の主旨に賛同し、事業の円滑な実施に協力するものとする。

### 第3条 資格期間

パートナー会員の資格期間は、申込み月に始まり、1年後の当該月末日をもって終了する。又、パートナー会員(団体・個人)からの申し出がない時は自動的に継続するものとする。

### 第4条 パートナー会員に対する事業

本法人は、第1条の目的を達成するため、パートナー会員に対し、次の事を行う。

- (1) 本法人が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本法人ホームページでのパートナー会員の取組の紹介(バナー広告を含む)
- (3) 医療の質の向上に関わる事業の協業の提案
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

### 第5条 入会と会費

1. パートナー会員になろうとする者は、本法人の所定の申込書にて、入会するものとする。
2. パートナー会員は、年会費を納入するものとする。
3. パートナー会員の年会費の納入は、当該年度分の納入は、入会申し込み月の翌月末日とする。次年度以降の年会費の納入も特別な申し出がない限りは、同様とするものとする。
4. パートナー会員は、個人と団体の2種類とする。
5. 団体のパートナー会員の会費の額は1口300,000円(非課税)とする。
6. 個人のパートナー会員の会費の額は1口5,000円(非課税)とする。

## 第6条 退会

パートナー会員が退会しようとするときには、あらかじめ本法人に届け出て退会するものとする。

## 第7条 除名

本法人は次の各号の一に該当するパートナー会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げた又は妨げようとしたパートナー会員
- (2) 会費の納入を怠った会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をしたパートナー会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をしたパートナー会員

## 第8条 免責事項

本法人は、パートナー会員に対する事業の完全な運営に努めるが、パートナー会員に対する事業の中断、運営の停止または廃止等によってパートナー会員に損害が生じても本法人は免責されるものとする。

## 第9条 個人情報の取り扱い

本法人は、パートナー会員に関して知り得た個人情報を、以下の各号の場合には第三者へ開示、提供できるものとする。

- (1) 当該個人の同意がある場合。
- (2) 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
- (3) 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

## 第10条 会計報告

本法人は、年度毎に会費についての収支報告をパートナー会員に対して、実施するものとする。  
会計年度の報告は、毎年1月1日より12月31日までを1期とする。

## 第11条 四半期報告

本法人は、四半期毎にWEBサイト「医桜」の収支報告。及び活動報告をパートナー会員に対して、実施するものとする。報告は、毎四半期の末日より2週間以内実施するものとする。

## 第12条 その他

パートナー会員について本規約に定めのない事項は、理事会で決定する。

## 附 則

この規程は、2011年9月9日より施行する。

特定非営利活動法人医桜  
代表理事